

2018年7月12日

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により
被害を受けられた皆さまへ

株式会社 全管協共済会

このたびの、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社保険商品の水害被害に関してご対応できる内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

- 入居者総合安心保険プラスIIIスーパー、入居者総合安心保険プラスIIスーパー、入居者総合安心保険プラス・スーパー
- ・水害により、入居物件に収容され、かつ、お客様の所有する家財に損害が発生し、<表1>の区分に該当する場合、家財保険金が支払われます。
- ・条件により<表2>のとおり、賃借費用保険金も支払対象となる可能性があります。

<表1>家財保険金

水害	家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100% 損害額が家財保険金額を超えるときは、 家財保険金額限度
	上記以外で床上浸水による損害	家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合 家財保険金額×10% (家財保険金額が家財の再調達価額を超えるときは、再調達価額×10%) 1事故につき60万円限度
		家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合 家財保険金額×5% (家財保険金額が家財の再調達価額を超えるときは、再調達価額×5%) 1事故につき30万円限度

※なお、土砂崩れによる損害は上記の水害として取り扱います。

<表2>費用保険金

賃借費用 保険金	事故により入居物件が 半損以上 になり、 家財 保険金の支払いがある場合	入居物件の月額賃借料の3か 月分もしくは30万円のいずれ か低い額を限度に 実費
-------------	--	---

※半損以上：損害の額が入居物件の再調達価額の20%以上のもの。

お客様の被災状況に関するご連絡につきましては、以下の弊社「保険金請求受付センター」にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

<保険金請求受付センター>

0120-551-224 (24時間365日受付)